

はやぶさ 第303号 2018年10月19日(金)

###free1###

###name### 様

メルマガ配信日変更と新メルマガ創刊のお知らせ

- ①「はやぶさ」の配信を月2回(第1、第3金曜日)に変更しますので、ご了解ください。
次回は11月2日(金)の配信です。
- ②新しく会計人向けに「真・善・美」という名称で月1回(第1火曜日)配信予定です。
第2号の配信は11月6日(火)となります。

=====

■NEXT30 第5回ビジネスモデル発表交流大会のご案内

日時 10/19(金) 14:30~ JR王子駅徒歩2分・・北とびあ

*チラシ・申込シートは、

HP: http://www.keiei-tokkunshi.jp/data/mls723lpdf_1_136.pdf

=====

■MSDN セミナー第10回(最終回) 理念経営のすすめ方・アマゾン版

11/15(木) 16:00~18:00 中小企業マスターズクラブ・研修室 1,000円

詳しくはURL: http://keiei-tokkunshi.jp/data/mls723lpdf_1_136.pdf

=====

厚生労働省系助成金について

6回シリーズ 第5回 業務改善助成金について

著者: 社会保険労務士法人 井上敬裕事務所

中小企業診断士、社会保険労務士

井上 敬裕

=====

第5回 業務改善助成金について

1. 使いやすい助成金の条件

前回のメルマガにて、取り組みやすい助成金の条件について説明しました。取り組みやすい助成金とは、①手続きが比較的簡単、②支給額が大きい、③支給までの時間が短い、

④経費の持ち出しがない、

この4つの条件のすべてか一部を満たすものが該当します。ただ今年度の助成金に限って言えば、この条件に当てはまる助成金はキャリアアップ助成金しかないということになってしまいます。キャリアアップ助成金に取り組んでいる事業者からは「ほかの助成金はないか」という質問を受けることも多いです。

こんな時に比較的取組安い助成金としてお勧めしているのが業務改善助成金です。

2. 30円時給をあげると50万円の補助

業務改善助成金は、事業場内の最低時給が1000円未満の場合、最低時給を30円増加させることにより、生産性の向上に役立つ設備や研修などの導入経費の4分の3（上限50万円）を補助してくれる助成金です。40円上げた場合は、上限が70万円にアップします。ただし、前述したように事業場内に最低賃金が1000円以上の場合は該当しません。東京都の現在の最低賃金は985円ですので、東京都ではこの助成金を利用できる会社は少ないと思います。

3. 雇用保険に入っていないなくてもOK

業務改善助成金の大きなメリットとして、労働保険に入っていれば、雇用保険適用事業所でなくても申請が可能だということです。具体的に言うと、週10時間しか働かない従業員が1人だけいる事業場でも申請が可能です。したがって、短時間のパートタイマーしかいない小規模な事業者でも利用できるところが他の助成金にはない大きな特徴となっています。

また従業員が少ない事業場では、従業員数が多い事業場よりも、効果的なコストパフォーマンスを得ることができます。例えば月30時間のアルバイトが1人だと一月の人件費を900円アップするだけで、50万円の助成金もらえることになります。従業員数が多い場合にもメリットがあるようにということで、賃金引上げ対象人数が4~6人の場合は助成金上限額が70万円、7人以上の場合は100万円になります。また800円以上1000円未満の事業場の場合は1人40円引き上げることで助成金上限額が70万円になります。

4. 最低賃金増加をうまく利用する

こここのところ毎年10月に最低賃金が25円ペースで増加しています。放っておいても賃金は上がり続けるものなので、この助成金に取り組まないのもったいないとも言えます。生産性向上に関係する設備等の導入の可能性がない場合は、研修やコンサル費用なども対象経費になりますので、検討してみるといいでしょう。

5. 最低時給が1000円になるまで何度でも使える

業務改善助成金は最低時給が 1000 円になるまでは、何度でも申請が可能です。

上記のように毎年賃金が上がるので、賃金上昇の予定に合わせて設備の導入計画を立てるとすることも可能です。現時点では、1000 円以上の時給の事業場は対象外ですが、ひょっとしたら、1000 円以上の事業場も対象になる可能性もあるかもしれません。この助成金の手続きは助成金のなかではシンプルなほうなので、ぜひ取り組まれることをおすすめします。

次回第6回（最終回）は、「**助成金をもらいやすくするためには**」とうテーマで解説します。

助成金・補助金に関する無料相談を行います。著者の井上が対応します。

◆お問い合わせ、お申込みは、

中小企業.net <http://xn--fiqztj72ae5m.net/contact/>

=====

(株) I&C・HosBiz センター

中小企業.net URL <http://xn--fiqztj72ae5m.net/>

アドレス： hos_biz@hosbiz.net

発行責任者：平本 靖夫、 編集長：鈴木 香織

配信解除URL：配信停止をご希望の際は、以下のアドレスをクリックしてください。

http://1lejend.com/stepmail/dela.php?no=xxewhs&a_mail=###mail###